

改正法は本年二月一日から施行され、水稲については三十九年産のものから適用に改定する。

この改正制度は、長い陣痛を経てようやく誕生した新制度であり、その内容が充分理解していただいて農家の皆さんのものとして、温かい気持ちで健全に育てていただきたいと念願いたします。

そこで、今回の改正は特に農家の要望と制度運営の密着させることをねらいとし、最近の農業情勢と実態に合わせて改められたものであります。その改正された点のあらましは次の通りです。

金が多くなるというところ、また、共済金額については、画一的強制加入方式の緩和

今までは、水稲と麦の耕作面積の合計が二反歩以上の農家はすべて加入が強制されたが、それ以下の農家は任意加入となっており、任意加入となつておりました。新制度では当然加入の基準が水稲二反以上引上げられますので、任意加入の範囲が狭げられることになり、任意加入の範囲内の農家の方もできるだけ加入して

また、共済金額については、画一的強制加入方式の緩和

この改正によって今後農家の掛けた掛金は原則として村に残り、それが災害のために支出される場合は村の災害農家に支払われること、また剰余金は無事業民しや病虫防除等の共同施設に使われるので、少しも無駄がないのといふことを受けた場合に充分役立つような共済金額の選択が望まれます。

掛金率を決めているために、掛金率が必要し、被害の実態に合わない面もあった。国庫負担割合が、果一本で国庫負担割合が、果一本で国庫負担割合が、果一本で

この改正により、村の過去の被害率を基礎として掛金率が計算されたこと、掛金の国庫負担は最低五割として、所得税と同じような超過累進方式で掛金率の

水稲病虫害の共済事故除外と共済掛金の割合

最近、病虫害の防除技術は著しく進歩し、防除がおりむね可能となつてきており、水稲に病虫害の発生が減少し、被害の防止のため必要な施設が整備され、その防止が適正に行なわれる見込みがあるものとして、農林大臣の指定を受けた市町村は、病虫害を共済事故から除外し、ね白葉枯病、黄化萎縮病等、特定のものは除くことになり、この場合、共済掛金の一部を減額し、この軽減される掛金のうち国庫負担する分については、国庫から農家負担軽減相当額を防除事業に補助されるので、一層被害率の低下がはかられるほか、防除事業の推進を図ることができると見込まれます。

耕地の異動申告は適確に

例年四月に入りますと、皆さん方の耕作しております耕地の一筆調査の申告をお願いします。願ひしております。この一筆調査は何に用いられるかと申しますと、これは皆さん方が納入されます掛金、賦課金の算定の基礎となるばかりでなく、災害(害長)及び損害賠償員を通じて、詳しく御連絡申上げます出の大事な基礎になりますので、適格な申告をしていただき、ただかなければなりません。

水稲共済掛金率が 変りました

昭和三十九年産より適用

新制度における水稲共済掛金率が変わりました。掛金率の改訂は三年毎に行なわれますが、今回の改正によってそのしくみが大きく変わつて来りました。これまでは知事が管内の危険度合に応じて危険階級を構成し、その階級ごとに国庫負担率をきめていたが、新制度では、国が市町村ごとに基準となる掛金率をきめます。また、岩室村の危険階級は前年まで五区分に定められておりましたが、今年から村一率に掛金率が定められました。

改正された農業共済制度

「二」がこう変つた

今年度から適用

この制度を利用して戴きた「註」本年度は新制度第一年度でもあるので、過日部部長、農家組合長等と協議すると共に共済事業運営協議会及び村議会の議を経て、水稲共済金額、相当二〇〇円を選択致しました。

農作物共済の掛金と国庫負担方式の合理化

従来は、国が果ごとに過去の被害率を基礎として、通常、異常、超異常の掛金率をきめ、県内を十八の危険階級に区分してその率を振り割りして、市町村ごとの

「註」本年度は新制度第一年度でもあるので、過日部部長、農家組合長等と協議すると共に共済事業運営協議会及び村議会の議を経て、水稲共済金額、相当二〇〇円を選択致しました。

農作物共済の掛金と国庫負担方式の合理化

従来は、国が果ごとに過去の被害率を基礎として、通常、異常、超異常の掛金率をきめ、県内を十八の危険階級に区分してその率を振り割りして、市町村ごとの

「註」本年度は新制度第一年度でもあるので、過日部部長、農家組合長等と協議すると共に共済事業運営協議会及び村議会の議を経て、水稲共済金額、相当二〇〇円を選択致しました。

農作物共済の掛金と国庫負担方式の合理化

従来は、国が果ごとに過去の被害率を基礎として、通常、異常、超異常の掛金率をきめ、県内を十八の危険階級に区分してその率を振り割りして、市町村ごとの

「註」本年度は新制度第一年度でもあるので、過日部部長、農家組合長等と協議すると共に共済事業運営協議会及び村議会の議を経て、水稲共済金額、相当二〇〇円を選択致しました。

農作物共済の掛金と国庫負担方式の合理化

従来は、国が果ごとに過去の被害率を基礎として、通常、異常、超異常の掛金率をきめ、県内を十八の危険階級に区分してその率を振り割りして、市町村ごとの

「註」本年度は新制度第一年度でもあるので、過日部部長、農家組合長等と協議すると共に共済事業運営協議会及び村議会の議を経て、水稲共済金額、相当二〇〇円を選択致しました。

農作物共済の掛金と国庫負担方式の合理化

従来は、国が果ごとに過去の被害率を基礎として、通常、異常、超異常の掛金率をきめ、県内を十八の危険階級に区分してその率を振り割りして、市町村ごとの

「註」本年度は新制度第一年度でもあるので、過日部部長、農家組合長等と協議すると共に共済事業運営協議会及び村議会の議を経て、水稲共済金額、相当二〇〇円を選択致しました。

農作物共済の掛金と国庫負担方式の合理化

従来は、国が果ごとに過去の被害率を基礎として、通常、異常、超異常の掛金率をきめ、県内を十八の危険階級に区分してその率を振り割りして、市町村ごとの

基準共済掛金率

通常標準被害率	(q)	1.7	国庫負担割合	a	0.521
通常共済掛金基準率	P ₁	1.1	国庫負担率	G	0.9
異常共済掛金基準率	P ₂	0.6	農家負担率	F	0.8
基準共済掛金率	P	1.7			

家畜共済

育成乳牛の用途変更

○家畜共済では、妊娠してない乳牛は「育成乳牛」として、妊娠している乳牛は「乳牛」として引き受けることになりました。

「育成乳牛」と「乳牛」とでは、共済掛金も事故の内容も区別されていますから「育成乳牛」として加入している牛が妊娠したときは「乳牛」に用途変更をいたします。

また、「育成乳牛」が妊娠

したことを知ったときはすぐに役場に通知して下さい。役場では妊娠していることを確認して「乳牛」に用途変更の手続きをし、残存期間に対する共済掛金の差額を月割りで納入していただきます。(この差額の納入は、皆さんからの通知がなくとも役場で妊娠を確認すれば同様に行ないます)

○もし、役場が「育成乳牛」の妊娠を確認したとき、

すでに妊娠六カ月以上であったときは皆さんから通知があったかどうかに関係なく、妊娠第六月の月初日にさかのぼって「乳牛」として取り扱うことになっています。

したがって、掛金の差額は妊娠第六月の月初日から計算することになります。なお、この計算は共済掛金の国庫負担についても同様に行なつて差額を補助することになっています。

○このような手続きをすませれば「育成乳牛」では共済事故とならないよう繁殖関係の廃用が共済事故として扱われません。しかし、この手続きが忘れなかりません。

つても免責され、皆さんにとつてたいへん不利な取り扱いはされることがありません。

(1) 「育成乳牛」が妊娠したことを知って役場へ通知を怠った場合は、共済金の一部または全部を支払わなければならないことになります。

(2) 用途変更をしたときの共済掛金の差額を二週間以上納入しなかつたときは、納入するまでの間におきた病傷事故および死亡廃用事故については共済金は一定の割合で免責されます。また、もしその事故が繁殖障害による廃用事故の場合は共済金の支払いが受けられなかりません。

お産の知識

正常なお産では、助産してやらなくとも無事に分娩できるものですが、牛のお産を見ていると、苦しんでお産のために早く楽にしてやりたい、足が引かだす人がいますが、陣痛で苦しんでいる間に子宮外口がゆるみ胎児が出やすくなつてくるとは、無事に産んでお産の外口や産に裂

からの食欲減退、不安な挙動、起臥に始まる開口期を経て、第一破水後、胎胞(子ぶくろ)が現われてから一〜二時間前後分娩し、胎胞を通して前足二本が見え(子ぶくろがすでに破れているときも)、高まる陣痛とともにこの胎胞は破れて、大量の胎水を流しながら少しづつ胎児が押しだされてきます。

初産牛では、手だすけを必要とするときもありません。間以上も変化がないとき、胎水がどろどろ出て来

ればよいのです。難産は数少ないのですが、次のような徴候のあるときは異常です。獣医師に往診を依頼して下さい。

(1) 陣痛が弱い。陣痛によるお産が開始されるが、最初の二〜三回は確かに陣痛が認められたが、その後陣痛らしいものがなく軽くなる程度で平気で反すうしているようなとき。

(2) 陣痛が認められるが胎児が見えないにもかかわらず、粘液や胎水が、しゅしゅと真つかな血液が混じって出てくるようなとき。

(3) 胎胞を通して足が見られるようになつてから一時間以上も変化がないとき。

(4) 胎水がどろどろ出て来

家畜共済掛金早見表

乳牛	共済金額	100,000	90,000	80,000	70,000	60,000	50,000	40,000	30,000	掛金率
共済掛金	9,400	8,230	7,300	6,400	5,500	4,600	3,700	2,800	1,750	9.3%
共済金限度額	5,250	4,750	4,250	3,750	3,250	2,750	2,250	1,750		
育成乳牛	共済金額	100,000	90,000	80,000	70,000	60,000	50,000	40,000	30,000	掛金率
共済掛金	4,250	3,835	3,420	3,005	2,590	2,175	1,760	1,345	1,345	4.15%
共済金限度額	5,250	4,750	4,250	3,750	3,250	2,750	2,250	1,750		
他牛	共済金額	70,000	60,000	50,000	40,000	30,000	25,000	20,000	15,000	掛金率
共済掛金	1,706	1,436	1,200	980	760	650	540	430	430	2.9%
共済金限度額	3,380	2,930	2,480	2,030	1,580	1,350	1,130	900		
他馬	共済金額	50,000	45,000	40,000	35,000	30,000	25,000	20,000	15,000	掛金率
共済掛金	2,550	2,240	1,930	1,640	1,420	1,200	980	760	760	5.1%
共済金限度額	2,750	2,500	2,250	2,000	1,750	1,500	1,250	1,000		

○共済掛金の内賦課金100円を含む。
○1回の共済事故に対して共済限度額まで。

